

# 豊後大野市民病院障がい者活躍推進計画

〔令和2年3月27日  
豊後大野市民病院〕

機関名	豊後大野市民病院
任命権者	豊後大野市病院事業管理者
計画期間	令和2年4月1日～令和5年3月31日（3年間）
障がい者雇用に関する課題	豊後大野市民病院は、令和元年6月1日時点の法定雇用率が未達成であったため、令和2年1月1日～令和2年12月31日を計画期間とする障害者採用計画を作成したところである。計画期間の終期までに法定雇用率の達成を目指すとともに、採用した障がい者である職員の活躍のためには、更なる体制整備や各種取組みが必要である。
目標	
① 採用に関する目標	<p>【実雇用率】 （令和4年6月1日時点）2.60% （参考）令和元年6月1日時点の実雇用率：1.00% （評価方法）毎年の任免状況通報により把握・進捗管理。</p>
② 定着に関する目標	<p>障がいのある職員の不本意な離職を極力生じさせない。 （評価方法）毎年の任免状況通報のタイミングで、人事記録を元に、前年度採用者の定着状況を把握。</p>
③ ワーク・エンゲージメントに関する目標	<p>【ワーク・エンゲージメント】初年度の基準を上回る ※初年度には実態に関するデータを収集する。 （評価方法）在籍している障がい者（新規採用を除く）に対し、アンケート調査を実施。</p>
④ キャリア形成に関する目標	<p>【障害者が担当する職務の拡大】 新たな職域を開拓するよう努力・検討を行う。 （評価方法）人事記録を元に把握・進捗管理。</p>
取組内容	
1. 障がい者の活躍を推進する体制整備	<ul style="list-style-type: none"> <li>○障害者雇用推進者として医事・経営課経営係長を選任する。</li> <li>○障害者職業生活相談員の選任義務の有無に関わらず、障害者である職員の相談窓口を設定し、職員掲示等により周知する。</li> <li>○障害者職業生活相談員の選任義務が生じた場合には、3か月以内に選任するとともに、当該選任しようとする者が資格要件を満たさない場合には、労働局が開催する公務部門向け障害者職業生活相談員資格認定講習を受講させる。</li> </ul>
2. 障害者の活躍の基本となる職務の選定・創出	<ul style="list-style-type: none"> <li>○在籍する職員が障がい者となり、身体障がい等により従来の業務遂行が困難で相談があった場合は、労働局に相談しつつ、負担なく遂行できる職務の選定及び創出について検討する。</li> </ul>
3. 障がい者の活躍を推進するための環境整備・人事管理	<ul style="list-style-type: none"> <li>○相談窓口への相談のほか、人事評価面談の際、障がい者である職員に対しては、必要な配慮等の有無を把握することとし、その結果を踏まえて検討を行い、継続的に必要な措置を講じる。</li> <li>○なお、措置を講じるに当たっては、障がい者からの要望を踏まえつつも、過重な負担にならない範囲で適切に実施する。</li> <li>○募集・採用に当たっては、以下の取扱いを行わない。 <ul style="list-style-type: none"> <li>・特定の障害を排除し、又は特定の障害に限定する。</li> <li>・自力で通勤できることといった条件を設定する。</li> <li>・介助者なしで業務遂行が可能といった条件を設定する。</li> <li>・「就労支援機関に所属・登録しており、雇用期間中支援が受けられること」といった条件を設定する。</li> <li>・特定の就労支援機関からのみの受入れを実施する。</li> </ul> </li> </ul>
4. その他	<ul style="list-style-type: none"> <li>○国等による障害者就労施設等からの物品等の調達の推進等に関する法律に基づく障害者就労施設等への発注等を通じて、障がい者の活躍の場の拡大を推進する。</li> </ul>